

# 農村地域における高齢化と新規就農者

西川 明子

## 目次

### はじめに

- I 農村地域の現状
  - 1 農村地域の高齢化と高い未婚率
  - 2 農業労働力の減少と高齢化
- II 新規就農をめぐる状況
  - 1 新規就農者の現状
  - 2 新規就農者に対する支援策
- III 新規就農の一形態—農業法人への就職
  - 1 農業法人とは
  - 2 農業法人への就職
  - 3 農業法人の今後の可能性

### むすびにかえて

### はじめに

農業という産業に期待される、あるいは農業が果たすべき役割として、「食料の供給」がまず考えられるが、農業による「地域活性化」もまた、重要な役割といえる。具体的には、農業振興による「雇用の創出」及び「農村地域の人口の維持・拡大」が期待されている。しかし現実には、農村地域は、他の地域より少子高齢化が顕著に現われ、農業の存立を脅かしている。農家人口、農業従事者数ともに減少が続き、農業による「地域活性化」は、多くの問題を抱えている。

こうした中、国は、農業分野の規制緩和を進め、自治体の中には、平成15年にスタートした構造改革特区を拠点に農業の新たな可能性を切り開こうとしているところもある。

農業の担い手の減少に対しては、若年層や中途退職者、定年退職者などを積極的に農業に受

け入れることで、活路を見出している地域が存在する。また、農業法人への就職という形も生まれている。

本稿は、新規就農支援の事例を交えつつ、高齢化が進む農村地域の農業の担い手問題を中心に、活性化に向けた取り組みや課題について検討するものである。

## I 農村地域の現状

### 1 農村地域の高齢化と高い未婚率

農家人口は、総人口より高い水準で高齢化が進行している。(表1)は、農家人口等に占める高齢者(65歳以上)の割合の推移である。農家人口における高齢者の割合は、平成15(2003)年では30.8%と、総人口に占める高齢者の比率である19%を大きく上回っている。国立社会保障・人口問題研究所の試算<sup>(1)</sup>によると、総人口の高齢者比率が30%を超えるのが2033年であることから、農村は都市に比べ、30年程度高齢化が先行しているといえる。

加えて、農村地域は若い女性の流出・嫁不足が著しいと言われてきた。嫁不足問題に対して外国人花嫁を積極的に受け入れる対策を採った自治体もある<sup>(2)</sup>。しかし、総体としては農村の嫁不足の傾向は変わっていない。(表2)は、平成12年における男性の産業別未婚者比率である。これによると、農業に従事する男性、特に、働き盛りである30～49歳の未婚率が、全産業平均や他の産業の平均よりもかなり高いことが分かる。

農林水産省の「農村女性等に関する省内検討プロジェクトチーム」が、既婚・未婚の農村女

(1) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』2002.1, p.12, 表1.

(2) 外国人花嫁が多く暮らす山形県最上地域は、平成元年に18人だった外国人花嫁が、平成7年には180人に増加した。  
<<http://www.ujiturn.net/jirei/h06/01.htm>>

表1 農家人口等に占める高齢者（65歳以上）の割合の推移（単位：千人、％）

	昭50	昭55	昭60	平2	平7	平12	平14	平15
農家人口	23,197	21,366	19,839	17,296	12,037	10,467	9,898	9,647
うち65歳以上	3,182	3,330	3,423	3,453	2,904	2,936	2,978	2,974
(割合)	13.2	15.6	17.3	20.0	24.1	28.0	30.1	30.8
農業就業人口	7,907	6,973	6,363	5,653	4,140	3,891	3,751	3,684
うち65歳以上	1,660	1,711	1,855	2,021	1,800	2,058	2,078	2,067
(割合)	21.0	24.5	29.2	35.8	43.5	52.9	55.4	56.1
基幹的農業従事者数	4,889	4,128	3,696	3,127	2,560	2,400	2,308	2,256
うち65歳以上	691	688	795	901	1,018	1,228	1,230	1,216
(割合)	14.1	16.7	21.5	28.8	39.7	53.3	53.3	53.9
総人口に占める65歳以上の割合	7.9	9.1	10.3	12.0	14.5	18.5	18.5	19.0

（出典）今野聡「高齢者の現状と支援施策」『農作業研究』39巻1号，2004.3，p.40.

注1：農業データについては、平成2年までは総農家ベースで、平成7年以降は販売農家ベースの数値である。

注2：農業就業人口とは、16歳以上（平成7年以降は15歳以上）で、自営農業だけに従事した人、又は、自営農業とその他の仕事の両方に従事したが、自営農業従事日数のほうが多かった人をいう。

注3：基幹的農業従事者とは、農業就業人口のうち、普段の主な状態が、育児や家事ではなく、仕事（農業）である人をいう。

表2 男性の産業別未婚者比率（平成12年）（単位：％）

年齢	全産業	農業	製造業	卸売小売業、 飲食店	サービス業
20～24歳	89.7	88.3	89.9	92.7	92.3
25～29歳	66.1	66.6	67.8	67.6	71.6
30～34歳	39.0	45.0	41.4	38.4	42.7
35～39歳	23.3	31.1	25.6	22.3	24.9
40～44歳	16.0	23.9	18.1	15.0	16.0
45～49歳	12.1	17.2	13.6	11.0	12.1

（出典）『国勢調査』2000年

注：未婚者比率とは、産業別の男性就業者数に占める未婚者数の割合である。

性約3,000人（有効回答2,149人）を対象に、平成10年9月に行ったアンケート<sup>(3)</sup>によると、若い女性が農村地域や農業を敬遠する理由としては、「因習・慣習が煩わしい」が21%、「農業は魅力がない」、「文化・娯楽・教養施設不足」が14%、「近所の目が煩わしい」が13%であった。農業や農村地域を敬遠する若い女性の流出の増加と流入の少なさが、高い未婚率、ひいては少子化の一因となっているといえよう。

## 2 農業労働力の減少と高齢化

前掲の（表1）によると、平成15年の農業就

業人口は約368万人で、昭和50年の約790万人に比べ、約30年で半数以下（46.6%）になっている。しかも368万人のうち、65歳以上は、約207万人、56%強を占めている。農業就業人口の減少と高齢化は、我が国の農業にとって大きな問題となっている。

また（表3）は、平成15年の基幹的農業従事者（表1の注3で既述）の年齢別の内訳である。これによると、基幹的農業従事者は、約225万6千人いるが、40歳未満の基幹的農業従事者は、わずか12万人弱しかないことがわかる。基幹的農業従事者の約7割が60歳以上、5割以上が65歳以上となっている。

(3) 農林水産省『農村女性等に関する省内検討プロジェクトチーム報告書—アグリウェルカムプラン—』1998.12.

表3 年齢別基幹的農業従事者数（平成15年）

年齢	基幹的農業従事者 計 2,256,040人							
	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70歳以上
数（人）	1,240	33,549	83,500	222,640	388,410	310,690	447,130	768,890
割合（%）	0.1	1.5	3.7	9.9	17.2	13.7	19.8	34.1

（出典）農林水産省『平成15年農業構造動態調査報告書—基本構造—』2004.3から作成。

農業は他産業に比べ、就業者の減少と高齢化ははるかに進んでいる。そうしたなか、今現在は、元気な高齢農業者が重要な役割を果たしているが<sup>(4)</sup>、将来にわたって農村地域が活力を維持していくためには、若年層や中高年層といった世代の就農が不可欠である。なぜなら、農村には担い手不足、耕作放棄地の増加といった問題が山積しており、高齢農業者だけでは対応しきれないためである。

## II 新規就農をめぐる状況

### 1 新規就農者の現状

#### (1) 最近の動向

新規就農者には、大きく分けて、以下の①～③のタイプがある。

- ① 新規学卒就農者：農家出身者で、学校卒業後すぐに、実家の農業経営に加わった者
- ② 離職就農者：農家出身者で、他産業就業後に、実家の農業経営に加わった者（在宅・Uターンを問わない）
- ③ 新規参入者：非農家出身者で、自ら農業経営を開始した者

（表4）は、新規就農者の推移である。新規就農者全体は増加傾向にある。新規学卒就農者は横ばいであるが、離職就農者が顕著に増加している。離職就農者の中には、農業で生計を立てる人だけでなく、離職後、定年退職後に自給的な農業を始める人も含まれる。非農家出身であ

る新規参入者も増加している。新規参入者は、平成2年は年間69人とわずかであったが、平成15年には年間530人に達している。

近年、新規就農者が増加している背景としては、自然志向や独立・自営志向、安全志向といった価値観の多様化や、雇用情勢の悪化から農業を職業の選択肢の一つとしてとらえる人々が増加してきたことがあると考えられる。ただし、交通アクセスや受け入れ支援制度の良い地域に就農希望者が集中する傾向があるなど、地域差も見られ、この傾向が今後どのようなようになるかが注目される。

#### (2) 新規就農者の経営実態等

農林水産省が平成13年に行った「新規就農者の就業状況に係る調査<sup>(5)</sup>」によると、新規就農者が就農後、経営面で困っていることは、第一位が「所得が少ない」（59%）、第二位が「栽培技術が未熟」（44.5%）、以下、「労働力不足」（35.5%）、「営農資金が少ない」（29.7%）、「販売が思うようにいかない」（29.3%）、「経営規模が小さい」（28.5%）であった（複数回答）。

このうち所得に関しては、同省が平成14年に行った「農林水産業新規就業者調査等調査<sup>(6)</sup>」によると、「今後1年間農業に従事することにより得られると見込んでいる所得」は、「200万円未満」が66.1%、「200～300万円」が21.1%であった。

また、全国新規就農相談センターが、平成13年、新規参入者を対象に行ったアンケート調査<sup>(7)</sup>によると、「農業所得で生活が成り立って

(4) 田畑保明治大学教授は、「高齢農業者によって細切れ的にでもつなぎながら農業を維持していかなければならないという現実の中で、野球でいえば、エースでも、決定的なストッパーでもないが、ショートリリーフとして重要な存在だということであろう。」と指摘している。（田畑保「農業の担い手問題の現状と担い手問題をめぐる論点」『地域農業における担い手問題に関する調査研究報告書』農協共済総合研究所農山村地域調査研究会，1999，p.11.）

(5) 農林水産省経営局女性・就農課「新規就農者の就業状況に係る調査の結果について（プレスリリース）」2002.6.28.<[http://www.maff.go.jp/www/press/cont/20020628press\\_1.htm](http://www.maff.go.jp/www/press/cont/20020628press_1.htm)> (last access 2004.6.1) 平成13年5月現在、経営開始から3～5年の新規就農者であって、個人や家族で独立した経営を行っている者を対象に調査が行われた。

(6) この調査は、平成13年6月から1年間に新規就農した15歳以上65歳未満、5,239人を対象に実施された。

(7) 全国新規就農相談センター『新規就農者（新規参入者）の就農実態に関する調査結果』2002.3. p.32.

表4 新規就農者の推移（人）

	新規学卒就農者・離職就農者 計								新規参入者
	新規学卒 就農者	離職就農者							
			39歳未満	40～49	50～59	60～64	65歳以上		
60	93,900	4,800	89,100	15,700	7,800	36,300	17,500	11,800	66
平2	15,700	1,800	13,900	2,500	1,100	5,500	4,100	700	69
3	21,200	1,700	19,400	3,100	1,800	7,700	4,900	2,000	79
4	20,900	1,700	19,100	3,200	1,900	6,600	5,000	2,500	126
5	31,100	1,800	29,200	4,700	3,300	9,200	7,700	4,400	191
6	38,800	2,100	37,700	4,200	5,400	8,700	10,600	7,800	167
7	48,000	1,800	46,200	5,800	6,500	9,300	14,300	10,300	251
8	50,900	2,000	48,900	6,500	7,800	10,000	11,100	13,600	342
9	56,700	2,200	54,500	7,500	7,400	11,000	13,700	14,900	353
10	64,200	2,200	62,000	8,900	8,400	13,200	16,600	15,000	330
11	65,400	2,000	63,400	9,900	13,500	25,100	8,600	6,300	460
12	77,100	2,100	75,000	9,500	6,600	14,500	19,400	25,400	460
13	79,500	2,100	77,400	9,600	8,600	16,200	19,500	23,500	530
14	79,800	2,200	77,600	9,700	8,800	16,700	20,100	22,400	未集計

（出典）農林水産省経営局女性・就農課「わが国農業研修教育の現状と課題」2004.3 <http://www.maff.go.jp/kyouiku/noudai/kyouiku-genjo.pdf> > (last access 2004.6.1) より作成。

注1：平成3年以降は、「販売農家（経営耕地面積30アール以上または農産物販売金額50万円以上の農家）のみ」の調査値である。

注2：新規学卒就農者、離職就農者の原資料は、農林水産省『農業構造動態調査』及び『農業センサス』。新規参入者の原資料は、昭和60年及び平成5～9年は各都道府県調べに基づき農林水産省で推計したもの、平成2～4年は農林水産省『新規青年就農者等緊急調査』、平成10～13年は農林水産省『農林漁業への新規就業者に関する情報収集』である。調査ごとに手法が異なるため、各調査にまがたる数値については連続性がない。

いる」と回答した新規就農者は、わずか26%であった。農業所得で生計が成り立たない新規就農者は、就農前からの貯蓄、農業外収入、身内からの借入れ等で生活しているのが現状である。

また、生活面に関して、全国新規就農相談センターの調査<sup>(8)</sup>によると、就農後、生活する上で困っていることは、「思うように休暇がとれない」(29.3%)、「健康上の不安(労働がきつい)」(14.8%)、「就農地に友人が少ない」(14.3%)、「集落での人間関係」(11.6%)、「村付き合い等、誘いが多い」(11.4%)、「集落の慣行」(10.8%)であった(複数回答)。これらからは、新規就農者が経営面、生活面ともに苦勞している実態がうかがえる。

## 2 新規就農者に対する支援策

### (1) 国による支援策

国による主な支援としては、資金調達に関するもの、農地取得に関するもの、情報提供に関するもの、研修に関するものなどがある。以下、簡略に説明する。

○資金調達および農地取得に関するもの

「就農支援資金」のほか、「農業近代化資金<sup>(9)</sup>」、「農業改良資金<sup>(10)</sup>」等の融資制度及び政府系金融機関である農林漁業金融公庫による融資制度がある。

このうち「就農支援資金」は、新規就農者のうち、都道府県知事から就農計画の認定を受けた者(以下「認定就農者」とする。)に対し、農

(8) 前掲書 . p.35.

(9) 「農業近代化資金」のうち「新規就農円滑化資金」、「新規就農者育成推進基金」が該当する。

(10) 「農業改良資金」のうち、新規就農者を対象とするものとして、「経営技術高度化資金」がある。

業技術を実地に習得するための「就農研修資金」、その他の準備に必要な「就農準備資金」、「就農施設等資金」を無利子で貸し付けるものである。

「農地保有合理化事業」と呼ばれる支援には、いくつかのタイプがある。例えば、一定の要件を満たす新規就農者が農地保有合理化法人<sup>(11)</sup>から農地を取得する際に、金利を無利子とする制度や、農地保有合理化法人が新規就農者に対し、5年以上10年未満の長期貸付けを行った後に売却する制度などがある。

また、農林漁業金融公庫は、経営規模拡大と経営改善を図る新規就農者（但し、認定就農者のみ）に対して、農地を取得する際、「農地等取得資金」を長期（返済25年以内）・低利で融資を行っている。

これら国の融資制度は、拡充・整理されてきたが、認定就農者は少なく、それ以外の就農者には使いづらい支援金制度という指摘<sup>(12)</sup>もある。

#### ○情報提供に関する支援

昭和62年から、全国農業会議所内の全国新規就農相談センターと都道府県農業会議所内の都道府県新規就農相談センターにおいて、新規就農希望者への情報提供と相談活動が行われている。全国新規就農相談センターは、毎年「新・農業人フェア」の中で、新規就農者の事例発表を中心とした「新規就農セミナー」、個別相談ができる「新規就農相談会」、従業員を募集する農業法人との面談ができる「農業法人等合同会社説明会」を開催する。

#### ○研修に関する支援

独立行政法人農業者大学校は、農業に従事する青年を対象に、3年間の教育を行っている。類似の教育機関として、道府県農業大学校があるが、こちらは未経験者を対象にした2年間の教育である。また、民間の学校法人や都道府県の研修施設において、農業の基本的な知識や技術を教える就農準備校が各地にあり、農林水産

省が運営を支援している。週末や夜間、夏期休暇の時期に開設されるため、働きながら受講できるのが特長である。

#### ○最近の支援策

平成15年から、農林水産省が厚生労働省と連携し、農林漁業への新規就農を促進するために「農林業をやってみよう」プログラムが始まった。このプログラムにより、全国農業会議所は、厚生労働大臣から職業安定法に基づく無料職業紹介事業の実施許可を受けることができ、就職先の紹介事業を開始した。

同年6月からは、47都道府県のハローワーク内に「就農等支援コーナー」が設置された。このコーナーでは、これまでハローワークでは扱われなかった農業研修制度や融資制度など、就農にかかわる総合的な情報提供が行われるようになった。しかし、就農等支援コーナーを利用して農林業についた人は、6月以降243人（平成15年度末現在）であり、そのほとんどがパート雇用で、通年採用は一割程度に過ぎないと見られている<sup>(13)</sup>。また、都市部での就農希望者は多いものの、求人は少なく、地方では求人があっても希望者が少ないなど、需要と供給のミスマッチが起きている。農業生産法人などへの正社員としての求人も少なく、今後の課題であろう。

#### (2) 自治体の支援策

前述の新規就農者へのアンケート調査<sup>(14)</sup>でも、新規就農者が就農に際し一番苦勞した点として、農地の確保、住宅の確保を上げている。住宅や農地の斡旋、生活資金面の支援策は、特に新規参入者には不可欠であり、市町村の施策が大きな役割を果たす。

全国新規就農相談センターホームページの「新規就農者受け入れ支援情報」には、都道府県と市町村が取り組んでいる事業等が掲載されている。この中には、自治体とJAがタイアップした支援策を用意している事例も多く見られる。例えば、熊本県と熊本JA中央会が実施し

(11) 農業経営基盤強化促進法第4条第2項で規定されている法人である。

(12) 年間約8万人の新規就農者のうち、認定就農者となるのは約1,300人でしかない。「使いづらい就農支援金」『日本農業新聞』2004.2.27。

(13) 「就農支援 課題が山積」『日本農業新聞』2004.1.24。

(14) 前掲注6 p.52。

ている「熊本県農業実習生制度」は、県内で新規就農（独立就農及び農業法人へ就職）を希望する50歳以下の失業者を10か月間実習生として受け入れ、県内の先進農家・農業法人に派遣し、技術や実践経験を習得させる制度である。実習生には、月額15万円の実習手当が支給される。

以下に、各自治体のホームページを参考に、ユニークな新規就農支援を行っている自治体の事例を紹介する。

#### ○特区関係

石川県羽咋市では、市内在住の空き農家・空き農地を所有する提供者からの申し込みを「空き農家・農地情報バンク」として受付登録し、「移住や耕作を希望する利用者」に紹介している。羽咋市は、石川グリーン・ツーリズム特区の地域指定を受けているため、農地貸し付けは簡単な手続きで済む。平成16年4月28日現在、借り受け希望登録者は41家族で、近隣の市町村以外の東京、大阪等の大都市の家族もおり、問い合わせは、190件に上っている。

#### ○新規就農里親支援事業

長野県農政部は、平成15年度から、新規参入者（1ターン者）を受け入れ、独立就農を支援したいと考える農業者を「里親」として登録し、独立就農を希望する新規参入希望者に紹介する取り組みを開始した。里親農家は、約2年間にわたって新規就農者とペアを組み、技術や販売ノウハウを指導し、独立を手助けするものである。里親は、独立時に借りる遊休農地を探す手助けもする。新規参入者は、里親宅に住み込むか近くから通いながら、指導を受ける。賃金は里親との話し合いで決定され、里親には、県から月5万円の謝金が支払われる。里親は現在157名で、内訳は、稲作農家17名、畜産農家16名、野菜農家37名、果樹農家52名、花き農家28名、きのこ農家6名、その他農家1名となっている。

#### ○滞在型農業事業

山口県大島町の山間にある滞在型市民農園「ガルテンヴィラ大島」は、平成11年4月にオープンした。これは、大島町が、定住者促進事業として、また耕作放棄地対策の一環として、棚田を造成したものである。定年前後の世代が、週末に過ごすケースが多い。ヴィラは全12戸で、

賃貸料は年額36万円、農園の賃貸料は年額1区画8,400～10,000円（1区画70～100平方メートル）である。1年契約で、5年間まで延長が可能である。これは、都市の良いところと、農村の良いところの両方を楽しめる生き方を提供する事業といえよう。

#### (3) 民間企業による新規就農支援

民間企業の中にも、就農支援を行う動きが見られるようになってきた。人材派遣会社のパソナやキャノン、松下電器など大手企業60社の出資により、平成15年7月に設立された(株)関東雇用創出機構と(株)関西雇用創出機構（以下「雇用創出機構」とする。）は、「農業インターンプロジェクト」を実施している。このプロジェクトは、農家ででの農作業実習や大学での講義を通して、農業への理解を促進させようとするものである。

第一回目として、雇用創出機構は平成15年9月から2か月間、企業に勤務する中高年70人を対象に「農業インターンプロジェクト2003」を実施した。

第二回目として、平成16年6月からは、転職や独立を考える若年層やフリーターを対象にした「農業インターンプロジェクト2004」を開始した。研修生は半年間、秋田県大潟村の農業法人で農作業実習、秋田県立短期大学で農業の講義を受けることができるほか、一人10アールの土地を管理し、実際に作物の生産や販売などを手掛けることができる。期間中は、実習報酬として毎月12万円が支給されるほか、農作物の販売成果に応じて収益の一部を受け取ることもできる。研修生は村営住宅に滞在することができ、住居費は雇用創出機構が負担する。研修後、本格的に農業に取り組みたい場合は、受け入れ先を斡旋してもらえらる。

このようなプロジェクトは、企業で培った豊富な能力や経験を持つ人に、農業ビジネス分野に転職することを促すだけでなく、受け入れる地域の活性化にもつながるものであろう。

#### (4) 地域住民による取り組み

山形県高島町の農家集団である「たかはた共生塾」は、平成2年から「まほろばの里農学校」を開校している。これは、都会の人びとに農村の良さと農業の楽しさを知ってもらおうとの目

的で、「たかはた共生塾」が中心になって開催している農業体験プログラムである<sup>(15)</sup>。

「まほろばの里農学校」は、6月と9月に、各3泊4日の日程で行われる。近年は、定員20人を超える応募があるという。2日間農家で生活しながら、農作業に従事する。残り4日は和田民俗資料館（宿泊施設）で共同生活をしながら、農業に関する講座を受ける。このプログラムの受講により、これまでに40人以上の都市住民が高島町に転居した。こうした都会からの転居者は、高島町のキャッチフレーズである「まほろばの里」にちなみ、「新まほろば人」と呼ばれている。プログラマーや映画のプロデューサーなど、それまでの仕事と農業を兼業し、都会と行き来する人、専業農家となった人、役場や地元企業に就職した人、農家の男性・女性と結婚した人など、様々である。多彩な経歴を持った人たちが、地域に新しい風を吹き込んでいる。まほろばの里農学校で過ごす期間は、いわばお試し期間のようなものである。農業体験をした後、もし転居・就農する決心がつかなければ、また元の生活に戻ることができるからである。就農する予定の地域やライフスタイルが、自分の希望と適合するかどうかを事前に確かめられることが、転居先を検討する際のインセンティブとなっているだけでなく、その後の高い定住率にもつながっている事例といえよう。

### Ⅲ 新規就農の一形態—農業法人への就職

農林水産省の抽出調査<sup>(16)</sup>によると、平成13年の離職就農者のうち約16%が、農業法人への就職者である。近年、農業法人は、農家の子弟の就職先として、また、非農家出身の人々にとっても参加しやすい経営形態として注目を集めている。農業法人に就職し、その後幹部職員や共同経営者となる例、農業法人の従業員として経験を積んだ後、独立して農業を始める例も増えている。

## 1 農業法人とは

農業法人とは、「法人形態」によって営む農業の総称である。農業法人には、稲作や畑作など農地を利用する「農業生産法人」と、養鶏や養豚など農地を利用しない「一般農業法人」の二つのタイプがある。経営形態は、農業協同組合法に基づく組合型の農事組合法人、商法に基づく株式、有限、合資、合名の各会社法人がある<sup>(17)</sup>。

平成11年7月に施行された「食料・農業・農村基本法」（平成11年7月16日法律第106号）の第22条には、「農業経営の法人化の推進」が明記され、農業の法人経営化が急速に進んでいる。この背景には、農業従事者が高齢化し、家族経営が行き詰まっていることや、海外の農産物が輸入される中で、家族単位の小規模経営では対応しきれなくなっていることがある。

平成12年における農業法人数は、12,701であった<sup>(18)</sup>。農業法人は、新規就農者の受け皿であると同時に、貴重な地域雇用を創出する場であり、雇用の少ない農村地域において重要な役割を果たしている。

## 2 農業法人への就職

農業法人への就職は、従来は親族や縁故によるものが多かった。しかし近年、加工・販売など経営が多角化する過程で、優秀で多様な人材を必要とし、幅広く人材を採用する農業法人が増加している。人材を全国から募集したい法人経営者は、合同会社説明会などに積極的に参加している。雇用する農業法人側のメリットとしては、多様な人材を得ることにより、経営の安定や多角化に役立つことが挙げられる。

他方、農業法人に就職する側のメリットは、資金調達、農地の取得、技術の習得といった農業への参入障壁が緩和されることである。農業法人に就職する場合は、最初から自力で土地や資金を確保する必要が無く、また、報酬をもらいつつ技術習得が出来、将来的に、法人内での

(15) 塩川恭子「“まほろば人”の住む里 高島町の秋を訪ねて」『食の科学』285号, 2001.11.等に詳しい。

(16) 農林水産省統計情報部「平成13年次農林漁業への新規就業者（新規学卒就業者・離職就業者）に関する情報収集の概要」2001.11.5, p.9. <<http://www.maff.go.jp/toukei/sokuhou/data/13-125-2.pdf>> (last access 2004.6.1)

(17) 農業法人は、昭和32年にミカン農家による有限会社が設立されたのがはじまりで、その後、昭和37年に農地法上の農業生産法人、農業協同組合法上の農事組合法人として、法制化された。

(18) 農林水産省統計情報部『2000年世界農林業センサス 第2巻 農家調査報告書—総括編』2001.

経営参画や独立が可能となる利点がある。さらに、農業法人の多くは就業規則、社会保険、福利厚生を整備しており、普通の企業に就職する場合と同じ感覚で就職することができる。給与水準は地元の役場または農協を目安に設定しているところが多い。経験の浅い新規就農者にとっては、参入障壁が低い就農方法であるといえよう。

優れた経営を行う農業法人として知られる三重県の「農事組合法人伊賀の里モクモク手作りファーム」（以下「モクモク手作りファーム」とする。）は、新規就農者の受け入れという点からも先進的である。「モクモク手作りファーム」は、農業公園を運営し、園内に、ハム工房、地ビール工房、パン・パスタ工房、レストラン等を設置し、直販だけでなく、手作りウィンナー教室、パン教室、乗馬、ホテル観察などのイベントを開催している。年間入場者数は約30万人、平成14年の年間売り上げは約26億円である。

「モクモク手作りファーム」は、従業員数180名（正社員90名、パート90名）で、平均年齢が28歳と若い。例年、新卒・経験者採用を行っており、雇用創出に大いに役立っている例である。

### 3 農業法人の今後の可能性

今日、農業法人には、次のような期待が寄せられている。

第一に、農業の担い手の一翼となることである。農業労働力の減少という厳しい状況の下で、農地、農業用施設といった経営資源の継承や、作業受託などの家族経営への支援が期待されている。

第二に、農村地域の就職先の一つとなることである。農家出身者に限らないUターンやIターンのインセンティブとしても、農業法人が果たす役割は大きいといえよう。

第三に、新たな農業者を育てる研修の場となることである。農業法人に就職する新規就農者は、そこで技術を習得し、段階的に経営者としての能力を高めることができる。新規就農者は、将来的には、農業法人の経営に加わる場合もあ

り、また、独立して農業を経営する場合もある。

国は、農業法人を支援するために、平成16年から、自営形態で就農する青年を貸し付け対象とする従来の就農資金制度を拡充し、農業法人等に雇用される就農者に対しても支援措置を講じることとした。具体的には、農業法人に就職する新規就農者、又は、新規就農者を雇用する農業法人に対して「就農研修資金」や「就農準備資金」の貸付が認められることとなった（「就農研修資金」と「就農準備資金」については、IIの2(1)で既述）。法人による農業経営は、農業の継続性や拡大、専門性の追求などの面でメリットが大きいことから、今後の広がりが期待される。

### むすびにかえて

昨今、農業に従事する人々は、生業とする人から、趣味にする人まで、多様化が進んでいる。「農業は、農家の後継者が担うもの」から「後継者は、血縁のリレーで考える時代は限界に達した<sup>(19)</sup>」と指摘されるように、最近では、非農家でも農業を志向する人々が確実に増えている。農村にはUターン、Iターン、Jターン、定年帰農など、新しい人々が流入する可能性が大いに広がっている。「まほろばの里」の例に見られるような、映画監督や執筆活動のかたわら農業にも従事するといった生き方は、新しいライフスタイルの一つとして注目されている。このような生き方を、「半農半X（エックス）」と呼んでいる人もいる<sup>(20)</sup>。「半農半X」とは、半分は農業を営み、残り半分は自分のライフワークや使命を見つけて全うしていくという考え方であり、Xには、人それぞれに何を挿入してもよいということである。農村地域が、こうした多様な人々を受け入れ、その経験を活かすことは、少子高齢化への対策となるだけでなく、農村地域の活性化につながる可能性を持っているといえよう。

また、農業法人といった新しい農業の担い手の登場によって、農業のあり方や、農村地域の

(19) 「結城登美雄 視点：離都向村の若者に期待」『日本農業新聞』2004.4.19.

(20) 塩見直紀『半農半Xという生き方』2003.7. 元々は、作家である星川淳氏が、屋久島に住みながら、著述業で社会にメッセージを発信する生き方を「半農半著」と表現し、これを知った塩見氏が『半農半Xという生き方』を著した。塩見氏はビジネスマンをしていたが、退職し、Uターンをして、京都府綾部市で農業に従事している。



暮らしにも変化が見られる。農業経営体全体からみると、法人経営の割合は、0.58%に過ぎないが、農業租生産額の推計は、約13%に上る<sup>(21)</sup>。

さらに、農業法人は、直販、農産加工事業、観光農園など消費者と結び付く事業を経営する割合が高く、日本の農業は、農業法人経営を抜きに語れなくなっている<sup>(22)</sup>。これらの動きが、従来の農村のイメージを変え、農業経営に新しい道を開いているといえよう。今後、国、地方

自治体および農村地域自体が、就農したい人々に対し、広く門戸を開き、いかに受け入れ体制を整えていくかが、重要となるであろう。

【参考文献（注に掲げたものを除く）】

- ・総合研究開発機構・植田和弘共編『循環型社会の先進空間』農山漁村文化協会，2000.
- ・江川章ほか編「農業への新規参入」『日本の農業』215号，2000.3.

（平成16年5月30日脱稿）

（にしかわ あきこ 元農林環境課）

(21) 堀越孝良「農業法人経営の動向」『農林経済』2004.5.24.

(22) 同上.